

# 山梨県公報

第千二百三十一号

平成十三年

十月一日

月 曜 日

## 目次

告示  
建築基準法に基づく道路位置指定……………五三一

## 公告

知事の権限に属する事務の委任……………五三二  
換地処分の実施(二件)……………五三二

## 告示

### 山梨県告示第四百二十四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県土木部建築指導課に備え置いて縦覧に供する。

平成十三年十月一日

山梨県知事 天 野 建

#### 一 道路の位置

中巨摩郡若草町藤田字双柳二千四百八十一番一

#### 二 道路の幅員

最大 六・〇メートル

#### 三 道路の延長

四十三・五メートル

## 公告

### ● 知事の権限に属する事務の委任

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条の二の規定に基づき、知事の権限に属する事務の一部を次のとおり山梨県地方労働委員会に委任する。

平成十三年十月一日

山梨県知事 天 野 建

#### 一 委任する事務

個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平成十三年法律第百十二号)第二十条第一項に規定する施策のうち、個々の労働者と使用者との間の労働条件その他労働関係に関する紛争のあっせんに関する事。

#### 二 委任する年月日

平成十三年十月一日

### ● 換地処分の実施

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、県営圃場整備事業(明野地区屋敷添第二工区)の換地処分を平成十三年四月十六日実施した。

平成十三年十月一日

山梨県知事 天 野 建

### ● 換地処分の実施

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、県営圃場整備事業(明野地区屋敷添第三工区)の換地処分を平成十三年四月十六日実施した。

平成十三年十月一日

山梨県知事 天 野 建

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番